平成２２年（フ）第２１６７７号
東京都中央区銀座５丁目14番８号
破産者　株式会社ビュープロ
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６７８号
東京都世田谷区玉川田園調布１―19―12―107、住民票上の住所東京都町田市小川２丁目13―15
破産者　長谷川澄子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７７７号
東京都渋谷区神宮前２丁目３番23号
破産者　株式会社Ｄ＆Ｄ
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７７８号
東京都江東区森下１丁目１―９―Ⅱ201
破産者　坂田英一郎
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８０２号
東京都杉並区善福寺１丁目24番12号
破産者　株式会社ハシグチ
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８０３号
東京都杉並区善福寺１丁目24―12
破産者　橋口　俊一
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８１８号
東京都板橋区赤塚６丁目37番16号
破産者　株式会社齋藤商店
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８１９号
東京都荒川区東日暮里６丁目34―９―304、開始決定時の住所東京都荒川区南千住６―50―10―308
破産者　齋藤　雅人
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８６１号
静岡県賀茂郡河津町梨本433番地の２
破産者　有限会社つりばし荘
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８６２号
東京都大田区東雪谷２丁目７―10　宮田方202
破産者　大塩　耕三
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８６３号
東京都大田区東雪谷２丁目７―10　宮田方202
破産者　大塩もとみ
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８６６号
東京都荒川区東日暮里５丁目51番７号
破産者　株式会社高木商事
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８６７号
東京都葛飾区新小岩１丁目44番４号
破産者　総武興業有限会社
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８６８号
東京都目黒区下目黒１丁目１番13号
破産者　有限会社ノーベル会館
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８６９号
神奈川県横浜市磯子区磯子２丁目28―17―505
破産者　高木裕司こと　李　　裕司
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８８７号
東京都中野区東中野３―19―13　ビューステージ鈴木３Ｆ
破産者　株式会社アールウェイ
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８８８号
東京都中野区野方１丁目６―２―402
破産者　原　　未央
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８９０号
東京都板橋区坂下１丁目12番11号
破産者　株式会社クリエートプランニング
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９１６号
神奈川県川崎市高津区二子５丁目８番１―401号
破産者　有限会社ピー・ティー・エヌ
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９８３号
埼玉県草加市新善町353―Ｂ202
破産者　鵜飼　榮一
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９９９号
埼玉県幸手市栄２―14―201、開始決定時の住所東京都中央区晴海１丁目８―５―2008
破産者　小山眞貴子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０２４号
東京都世田谷区代田３丁目31―16―301
破産者　春山　公宏
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部